平成２９年（フ）第１７３８号
横浜市港北区新横浜１丁目26番地14　トーシンフェニックス新横浜イクシール312
債務者　山部　由夏
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７４１号
横浜市神奈川区七島町117番地　セレーネ七島301号
債務者　志摩あずさ
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７２８号
横浜市南区六ツ川２丁目67番地23
債務者　大八木亜紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９３号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1097番地10　アツェットアパート201号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1105番地22
債務者　村上　春奈
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３６７号
大阪市鶴見区横堤４丁目２番４―906号
債務者　辻本　拓也
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４２７号
大阪市東淀川区西淡路３丁目１番46号
債務者　常城　秀美（旧姓桑木野）
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０４５号
東京都江戸川区西葛西７丁目６―10、前住所東京都江戸川区西葛西８丁目９－３―101
債務者　衣川　彰浩
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１１０号
東京都台東区橋場１丁目25―６
債務者　松本　　毅
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０５号
栃木県鹿沼市板荷2887番地１
債務者　江田　直樹
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０７号
栃木県宇都宮市鶴田町3620番地５、前住所兵庫県神戸市垂水区塩屋北町４丁目９番９号
債務者　三島健志朗
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１１号
栃木県宇都宮市簗瀬１丁目11番10号　レーベンハイム103、前住所栃木県宇都宮市簗瀬町2297番地　グランディ簗瀬107
債務者　田城　範子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１２号
栃木県宇都宮市春日町11番６号　美咲マンションＢ10、前住所栃木県宇都宮市西川田町903番地４
債務者　星野美樹雄
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２４９号
滋賀県草津市木川町425番地１
破産者　株式会社ビービーネクスト
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２０号
京都市西京区桂北滝川町37番地16
破産者　アイブランドジャパン株式会社
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３８３号
京都市伏見区横大路畑中町28番地
破産者　有限会社斎藤美術
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３９２号
京都市北区衣笠御所ノ内町25、商業登記簿上の本店所在地京都市伏見区銀座町４丁目298番地
破産者　有限会社豊徳ハウジング
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係